



(参考)

合併認証申請書（吸収合併）

(注)

- 1 合併にともない規則を変更する場合は、括弧内のとおり、「変更しようとする事項を示す書類」（別紙 1）を添付すること。
- 2 添付書類 1 と 6 の「(2)その他の機関の議事録又は同意書（写し）」及び「(3)包括宗教団体の承認書（写し）」は、規則にその手続を要する定めがある場合に添付すること。
- 3 知っている債権者がいない場合には催告を要しないので、添付書類 4 の「(2)催告証明書」に代えて、知っている債権者がいない旨記載した書類を添付すること。
- 4 異議を申し述べた債権者がいない場合には、添付書類 5 に代えて、その旨記載した書類を添付すること。
- 5 添付書類 6 は、合併に伴い規則を変更する場合に添付すること。
- 6 添付書類 7 は合併に伴い被包括関係の設定又は廃止をする場合に添付すること。
- 7 別紙 1 は、規則変更様式別紙 1 に準ずる。
- 8 別紙 10～12 は、規則変更様式別紙 2～4 に準ずる。
- 9 別紙 13～15 は、規則変更様式別紙 10～12 に準ずる。